

## 基礎年金国庫負担2分の1の確保について（建議）

平成23年8月26日  
社会保障審議会年金部会

年金制度を将来にわたり持続的で安心できるものとする観点から、基礎年金国庫負担に関し、以下の取組みを求めるものである。

### 1.（平成23年度の基礎年金国庫負担について）

平成23年度の基礎年金国庫負担2分の1に充てることとしていた臨時財源2.5兆円が、第1次補正予算において震災復旧・復興事業に転用されたことにより、年金積立金で穴埋めせざるを得ない状況となっている。しかし、積立金は労使等が拠出した保険料を財源とするものであり、このような取扱いは本来あるべきではない。

年金財政の安定のためには、転用された平成23年度分の2.5兆円分について、国の責任において財源を確保し、第3次補正予算において年金財政に繰り入れることを求める。

### 2.（平成24年度以降の基礎年金国庫負担について）

基礎年金国庫負担については、平成16年の年金制度改正の際に、平成21年度までに2分の1に引き上げるとともに、所要の安定財源を確保する税制の抜本的な改革を行うことが法律上明記された。

しかし、実際には、税制の抜本的な改革は今に至るまで実施されず、また、平成21年度および22年度については、基礎年金国庫負担2分の1を達成したものの、臨時財源を充てたものであった。

現在国会に提出中の法案では、税制の抜本的な改革により安定財源が確保される年度以降だけでなく、平成24年度から安定財源が確保される年度の前年度までの各年度についても、税制の抜本的な

改革により確保される財源を活用して基礎年金国庫負担2分の1を維持することとされている。また、社会保障・税一体改革成案においても、消費税収による安定財源の用途の一つとして、税制抜本改革実施までの2分の1の財源が挙げられている。年金制度を安定的に維持する上で不可欠である恒久財源を確保するために、今度こそ税制の抜本的な改革を成し遂げるとともに、法案の趣旨に沿って、上記期間の各年度について、国庫負担2分の1の維持のために必要な額を、先送りにすることなく、年金財政に確実に繰り入れることを求める。